

○ 国民年金

基礎率の種類	ア. 元となる統計 及び イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ	ウ. 設定方法 及び オ. 年度等により用いる率を変えている 場合、その方法	エ. 推計における使用方法
総脱退力	ア. 被保険者種別・性・年齢別 被保険者数 (平成15~18年度末) 被保険者種別・性・年齢別 脱退者数 (平成16~18年度)	ウ. 被保険者種別・性・年齢別に3年度平均で捉えた年度中総脱退者数を年度平均被保険者数で除したものを平滑化	前年度末の被保険者数から当年度中の総脱退者数を推計
死亡脱退力	ア. 被保険者種別・性・年齢別 被保険者数 (平成15~18年度末) 被保険者種別・性・年齢別 死亡脱退者数 (平成16~18年度)	ウ. 被保険者種別・性・年齢別に3年度平均で捉えた年度中死亡脱退者数を年度平均被保険者数で除したものを平滑化	前年度末の被保険者数から当年度中の死亡脱退者数を推計
一般障害年金発生日	ア. 性・年齢別 被保険者数 (平成15~18年度末) 性・年齢別 新規裁定一般障害基礎年金受給権者数 (平成16~18年度)	ウ. 性・年齢別に3年度平均で捉えた新規裁定一般障害基礎年金受給権者数を年度平均被保険者数で除したものを平滑化	前年度末の被保険者数から当年度中の一般障害基礎年金受給権者数を推計
20歳前障害年金発生日	ア. 性・年齢別 新規裁定20歳前障害基礎年金受給権者数 (平成16~18年度) イ. 性・年齢別 10月1日現在推計人口 (平成16~18年)	ウ. 性・年齢別に3年度平均で捉えた新規裁定20歳前障害基礎年金受給権者数を10月1日現在推計人口で除したものを平滑化	総人口から当年度中の20歳前障害基礎年金受給権者数を推計
遺族年金(妻)発生割合	ア. 年齢別 男子1号死亡脱退者数 (平成16~18年度) 夫死亡時年齢別 新規裁定遺族基礎年金(妻)受給権者数 (平成16~18年度)	ウ. 年齢別に3年度平均で捉えた新規裁定遺族基礎年金(妻)受給権者数を年度平均男子1号死亡被保険者数で除したものを平滑化	当年度の死亡脱退者数から当年度中の遺族基礎年金(妻)受給権者数を推計
遺族年金(子)発生割合	ア. 年齢別 男子1号死亡脱退者数 (平成16~18年度) 夫死亡時年齢別 新規裁定遺族基礎年金(子)受給権者数 (平成16~18年度)	ウ. 年齢別に3年度平均で捉えた新規裁定遺族基礎年金(子)受給権者数(妻なし、第1子)を年度平均男子1号死亡被保険者数で除したものを平滑化	当年度の死亡脱退者数から当年度中の遺族基礎年金(子)受給権者数を推計
寡婦年金発生割合	ア. 年齢別 男子1号被保険者数(1号納付期間と免除期間の合計が25年以上の者)数 (平成15~18年度末) 年齢別 男子1号待期者数(1号納付期間と免除期間の合計が25年以上の者)数 (平成15~18年度末) 夫死亡時年齢別 新規裁定寡婦年金受給権者数 (平成16~18年度) イ. 生命表(20回)	ウ. 年齢別に3年度平均で捉えた新規裁定寡婦年金受給権者数を男子1号死亡被保険者・待期者数で除したものを平滑化	前年度末の被保険者数から当年度中の寡婦年金受給権者数を推計
死亡一時金発生割合	ア. 性・年齢別 1号被保険者数(1号納付期間と免除期間の合計が3年以上の者) (平成15~18年度末) 性・年齢別 1号待期者数(1号納付期間と免除期間の合計が3年以上の者) (平成15~18年度末) 性・年齢別 死亡一時金受給権者数 (平成16~18年度) イ. 生命表(20回)	ウ. 性・年齢別に3年度平均で捉えた死亡一時金受給権者数を1号死亡被保険者・待期者数で除したものを平滑化	前年度末の被保険者数から当年度中の死亡一時金受給権者数を推計
年金失権率	ア. 年金種別・性・年齢別 年金受給権者数 (平成15~18年度末) 年金種別・性・年齢別 新規裁定年金受給権者数 (平成16~18年度) イ. 生命表(20回)	ウ. 被保険者種別・年金種別・性・年齢別に3年度平均で捉えた年度中失権者数を年度平均受給権者数で除したものを平滑化 オ. 将来推計人口における将来の死亡率改善と同程度の改善を年度ごとに性・年齢別に行う	前年度末の受給権者数から当年度中の失権者数を推計
被保険者であった者と遺族年金(妻)受給権者の年齢相関	ア. 被保険者であった者の死亡時年齢別 遺族年金(妻) 新規裁定受給権者数 (平成16~18年度)	ウ. 3年度平均の被保険者であった者の死亡時年齢と遺族年金新規裁定者の年齢から設定したものを平滑化	死亡した被保険者の年齢から遺族年金(妻)の新規裁定者の年齢を推計
被保険者であった者と遺族年金(子)受給権者の年齢相関	ア. 被保険者であった者の死亡時年齢別 遺族年金(子) 新規裁定受給権者数 (平成16~18年度)	ウ. 3年度平均の被保険者であった者の死亡時年齢と遺族年金新規裁定者の年齢から設定したものを平滑化	死亡した被保険者の年齢から遺族年金(子)の新規裁定者の年齢を推計
被保険者であった者と寡婦年金受給権者の年齢相関	ア. 被保険者であった者の死亡時年齢別 寡婦年金新規裁定受給権者の平均年齢 (平成16~18年度)	ウ. 3年度平均の被保険者であった者の死亡時年齢と寡婦年金新規裁定者の平均年齢から設定したものを平滑化	死亡した被保険者の年齢から寡婦年金の新規裁定者の年齢を推計
年齢別 年金受給者1人当たり加給年金額対象者割合 遺族年金(妻) 第1・2子	ア. 年齢別 遺族年金(妻) 受給権者数 (平成16~18年度末) 遺族年金(妻) 年齢別 第1子、第2子数 (平成16~18年度末)	ウ. 遺族年金(妻)の年齢別に3年度平均の加給対象者数を受給権者数で除したものを平滑化	遺族年金(妻)の加給年金額対象者数を推計
年齢別 年金受給者1人当たり加給年金額対象者割合 遺族年金(妻) 第3子以降	ア. 年齢別 遺族年金(妻) 受給権者数 (平成16~18年度末) 遺族年金(妻) 年齢別 第3子以降の数 (平成16~18年度末)	ウ. 遺族年金(妻)の年齢別に3年度平均の加給対象者数を受給権者数で除したものを平滑化	遺族年金(妻)の加給年金額対象者数を推計
年齢別 年金受給者1人当たり加給年金額対象者割合 遺族年金(子) 第2子	ア. 年齢別 遺族年金(子) 受給権者数 (平成16~18年度末) 遺族年金(子) 第1子年齢別 第2子数 (平成16~18年度末)	ウ. 遺族年金(子)の年齢別に3年度平均の加給対象者数を受給権者数で除したものを平滑化	遺族年金(子)の加給年金額対象者数を推計
年齢別 年金受給者1人当たり加給年金額対象者割合 遺族年金(子) 第3子以降	ア. 年齢別 遺族年金(子) 受給権者数 (平成16~18年度末) 遺族年金(子) 第1子年齢別 第3子以降の数 (平成16~18年度末)	ウ. 遺族年金(子)の年齢別に3年度平均の加給対象者数を受給権者数で除したものを平滑化	遺族年金(子)の加給年金額対象者数を推計
年金種別・性・年齢別 年金受給者1人当たり加給年金額対象者割合 障害年金第1・2子	ア. 年金種別・性・年齢別 受給権者数 (平成16~18年度末) 年金種別・性・年齢別 第1子、第2子数 (平成16~18年度末)	ウ. 年金種別・性・年齢別に3年度平均の加給年金額対象者数を受給権者数で除したものを平滑化	障害年金の加給年金額対象者数を推計
年金種別・性・年齢別 年金受給者1人当たり加給年金額対象者割合 障害年金第3子以降	ア. 年金種別・性・年齢別 受給権者数 (平成16~18年度末) 年金種別・性・年齢別 第3子以降の数 (平成16~18年度末)	ウ. 年金種別・性・年齢別に3年度平均の加給年金額対象者数を受給権者数で除したものを平滑化	障害年金の加給年金額対象者数を推計
年金種別・性別 障害年金障害等級割合	ア. 年金種別・性・等級別 受給権者数 (平成16~18年度末)	ウ. 3年度平均の等級別割合から設定	障害年金の障害等級別新規裁定者数を推計
性・年齢別 老齢年金発生割合(繰上請求率)	ア. 性・年齢別 新規裁定老齢基礎年金受給権者数 (平成18年度) イ. 性・年齢別 10月1日現在推計人口 (平成13~18年)	ウ. 新規裁定者の年齢構成により設定 オ. 平成元~18年度実績の傾向を下に、平成37年度まで繰上請求率が低下し、それ以降は一定とした。	老齢基礎年金受給待期者のうち繰上げ請求する者の数を推計 ○前回の要変更点 推計人口を用いて新規裁定者数を補正
年齢・免除区分別 国民年金保険料の納付率	ア. 年齢・免除区分別 1号被保険者数 (平成19年度) 年齢・免除区分別 免除者数 (平成19年度) 年齢・免除区分別 納付者数 (平成19年度)	ウ. 平成19年度実績を基に、年齢計でみた場合の納付率が80%となるように、年齢別に設定	国民年金第1号被保険者の保険料納付者数を推計
年齢・免除区分別 国民年金保険料の免除率	ア. 年齢・免除区分別 1号被保険者数 (平成19年度) 年齢・免除区分別 免除者数 (平成19年度)	ウ. 平成19年度実績を基に設定	国民年金第1号被保険者の保険料免除者数を推計
性・年齢別 付加年金納付率	ア. 性・年齢別 1号被保険者数 (平成18年度末) 性・年齢別 付加年金納付者数 (平成18年度)	ウ. 性・年齢別に平成18年度の付加年金納付者数を年度末1号被保険者数で除したものを平滑化	国民年金第1号被保険者の付加年金納付者数を推計

○ 国共済

基礎率の種類	ア. 元となる統計 イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ	ウ. 設定方法 オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法	エ. 推計における使用方法
総脱退力	ア. 被保険者種別・性・年齢別 被保険者数 (平成15~18年度末) 被保険者種別・性・年齢別 脱退者数 (平成16~18年度)	ウ. 被保険者種別・性・年齢別に3年度平均で捉えた年度中総脱退者数を年度平均被保険者数で除したものを平滑化	前年度末の被保険者数から当年度中の総脱退者数を推計
死亡脱退力	ア. 被保険者種別・性・年齢別 被保険者数 (平成15~18年度末) 被保険者種別・性・年齢別 死亡脱退者数 (平成16~18年度)	ウ. 被保険者種別・性・年齢別に3年度平均で捉えた年度中死亡脱退者数を年度平均被保険者数で除したものを平滑化	前年度末の被保険者数から当年度中の死亡脱退者数を推計
一般障害年金発生力	ア. 性・年齢別 被保険者数 (平成15~18年度末) 性・年齢別 新規裁定一般障害基礎年金受給権者数 (平成16~18年度)	ウ. 性・年齢別に3年度平均で捉えた新規裁定一般障害基礎年金受給権者数を年度平均被保険者数で除したものを平滑化	前年度末の被保険者数から当年度中の一般障害基礎年金受給権者数を推計
20歳前障害年金発生力	ア. 性・年齢別 新規裁定20歳前障害基礎年金受給権者数 (平成16~18年度) イ. 性・年齢別 10月1日現在推計人口 (平成16~18年度)	ウ. 性・年齢別に3年度平均で捉えた新規裁定20歳前障害基礎年金受給権者数を10月1日現在推計人口で除したものを平滑化	総人口から当年度中の20歳前障害基礎年金受給権者数を推計
遺族年金(妻)発生割合	ア. 年齢別 男子1号死亡脱退者数 (平成16~18年度) 夫死亡時年齢別 新規裁定遺族基礎年金(妻)受給権者数 (平成16~18年度)	ウ. 年齢別に3年度平均で捉えた新規裁定遺族基礎年金(妻)受給権者数を年度平均男子1号死亡脱退者数で除したものを平滑化	当年度の死亡脱退者数から当年度中の遺族基礎年金(妻)受給権者数を推計
遺族年金(子)発生割合	ア. 年齢別 男子1号死亡脱退者数 (平成16~18年度) 夫死亡時年齢別 新規裁定遺族基礎年金(子)受給権者数 (平成16~18年度)	ウ. 年齢別に3年度平均で捉えた新規裁定遺族基礎年金(子)受給権者数(妻なし、第1子)を年度平均男子1号死亡脱退者数で除したものを平滑化	当年度の死亡脱退者数から当年度中の遺族基礎年金(子)受給権者数を推計
専属年金発生割合	ア. 年齢別 男子1号被保険者数(1号納付期間と免除期間の合計が25年以上の者)数 (平成15~18年度末) 年齢別 男子1号待期者数(1号納付期間と免除期間の合計が25年以上の者)数 (平成15~18年度末) 夫死亡時年齢別 新規裁定専属年金受給権者数 (平成16~18年度) イ. 生命表(2.0回)	ウ. 年齢別に3年度平均で捉えた新規裁定専属年金受給権者数を男子1号死亡脱退者・待期者数で除したものを平滑化	前年度末の被保険者数から当年度中の専属年金受給権者数を推計
死亡一時金発生割合	ア. 性・年齢別 1号被保険者数(1号納付期間と免除期間の合計が3年以上の者) (平成15~18年度末) 性・年齢別 1号待期者数(1号納付期間と免除期間の合計が3年以上の者) (平成15~18年度末) 性・年齢別 死亡一時金受給権者数 (平成16~18年度) イ. 生命表(2.0回)	ウ. 性・年齢別に3年度平均で捉えた死亡一時金受給権者数を1号死亡脱退者・待期者数で除したものを平滑化	前年度末の被保険者数から当年度中の死亡一時金受給権者数を推計
年金失権率	ア. 年金種別・性・年齢別 年金受給権者数 (平成15~18年度末) 年金種別・性・年齢別 新規裁定年金受給権者数 (平成16~18年度) イ. 生命表(2.0回)	ウ. 被保険者種別・年金種別・性・年齢別に3年度平均で捉えた年度中失権者数を年度平均受給権者数で除したものを平滑化 オ. 将来推計人口における将来の死亡率改善と同程度の改善を年度ごとに性・年齢別に行う	前年度末の受給権者数から当年度中の失権者数を推計
被保険者であった者と遺族年金(妻)受給権者の年齢相関	ア. 被保険者であった者の死亡時年齢別 遺族年金(妻)新規裁定受給権者数 (平成16~18年度)	ウ. 3年度平均の被保険者であった者の死亡時年齢と遺族年金新規裁定者の年齢から設定したものを平滑化	死亡した被保険者の年齢から遺族年金(妻)の新規裁定者の年齢を推計
被保険者であった者と遺族年金(子)受給権者の年齢相関	ア. 被保険者であった者の死亡時年齢別 遺族年金(子)新規裁定受給権者数 (平成16~18年度)	ウ. 3年度平均の被保険者であった者の死亡時年齢と遺族年金新規裁定者の年齢から設定したものを平滑化	死亡した被保険者の年齢から遺族年金(子)の新規裁定者の年齢を推計
被保険者であった者と専属年金受給権者の年齢相関	ア. 被保険者であった者の死亡時年齢別 専属年金新規裁定受給権者の平均年齢 (平成16~18年度)	ウ. 3年度平均の被保険者であった者の死亡時年齢と専属年金新規裁定者の平均年齢から設定したものを平滑化	死亡した被保険者の年齢から専属年金の新規裁定者の年齢を推計
年齢別 年金受給者1人当たり加給金額対象者割合 遺族年金(妻) 第1・2子	ア. 年齢別 遺族年金(妻)受給権者数 (平成16~18年度末) 遺族年金(妻)年齢別 第1子、第2子数 (平成16~18年度末)	ウ. 遺族年金(妻)の年齢別に3年度平均の加給対象者数を受給権者数で除したものを平滑化	遺族年金(妻)の加給金額対象者数を推計
年齢別 年金受給者1人当たり加給金額対象者割合 遺族年金(妻) 第3子以降	ア. 年齢別 遺族年金(妻)受給権者数 (平成16~18年度末) 遺族年金(妻)年齢別 第3子以降の数 (平成16~18年度末)	ウ. 遺族年金(妻)の年齢別に3年度平均の加給対象者数を受給権者数で除したものを平滑化	遺族年金(妻)の加給金額対象者数を推計
年齢別 年金受給者1人当たり加給金額対象者割合 遺族年金(子) 第2子	ア. 年齢別 遺族年金(子)受給権者数 (平成16~18年度末) 遺族年金(子)第1子年齢別 第2子数 (平成16~18年度末)	ウ. 遺族年金(子)第1子(妻なし)の年齢別に3年度平均の加給対象者数を受給権者数で除したものを平滑化	遺族年金(子)の加給金額対象者数を推計
年齢別 年金受給者1人当たり加給金額対象者割合 遺族年金(子) 第3子以降	ア. 年齢別 遺族年金(子)受給権者数 (平成16~18年度末) 遺族年金(子)第1子年齢別 第3子以降の数 (平成16~18年度末)	ウ. 遺族年金(子)第1子(妻なし)の年齢別に3年度平均の加給対象者数を受給権者数で除したものを平滑化	遺族年金(子)の加給金額対象者数を推計
年金種別・性・年齢別 年金受給者1人当たり加給金額対象者割合 障害年金第1・2子	ア. 年金種別・性・年齢別 受給権者数 (平成16~18年度末) 年金種別・性・年齢別 第1子、第2子数 (平成16~18年度末)	ウ. 年金種別・性・年齢別に3年度平均の加給金額対象者数を受給権者数で除したものを平滑化	障害年金の加給金額対象者数を推計
年金種別・性・年齢別 年金受給者1人当たり加給金額対象者割合 障害年金第3子以降	ア. 年金種別・性・年齢別 受給権者数 (平成16~18年度末) 年金種別・性・年齢別 第3子以降の数 (平成16~18年度末)	ウ. 年金種別・性・年齢別に3年度平均の加給金額対象者数を受給権者数で除したものを平滑化	障害年金の加給金額対象者数を推計
年金種別・性別 障害年金障害等級割合	ア. 年金種別・性・等級別 受給権者数 (平成16~18年度末)	ウ. 3年度平均の等級別割合から設定	障害年金の障害等級別新規裁定者数を推計
性・年齢別 老齢年金発生割合(繰上請求率)	ア. 性・年齢別 新規裁定老齢基礎年金受給権者数 (平成18年度) イ. 性・年齢別 10月1日現在推計人口 (平成13~18年)	ウ. 新規裁定者の年齢構成により設定 オ. 平成元~18年度実績の傾向を下に、平成37年度まで繰上請求率が低下し、それ以降は一定とした。	老齢基礎年金受給待期者のうち繰上げ請求する者の数を推計
年齢・免除区分別 国民年金保険料の納付率	ア. 年齢別 1号被保険者数 (平成19年度) 年齢・免除区分別 免除者数 (平成19年度) 年齢・免除区分別 納付者数 (平成19年度)	ウ. 平成19年度実績を基に、年齢計でみた場合の納付率が80%となるように、年齢別に設定	国民年金第1号被保険者の保険料納付者数を推計
年齢・免除区分別 国民年金保険料の免除率	ア. 年齢別 1号被保険者数 (平成19年度) 年齢・免除区分別 免除者数 (平成19年度)	ウ. 平成19年度実績を基に設定	国民年金第1号被保険者の保険料免除者数を推計
性・年齢別 付加年金納付率	ア. 性・年齢別 1号被保険者数 (平成18年度末) 性・年齢別 付加年金納付者数 (平成18年度)	ウ. 性・年齢別に平成18年度の付加年金納付者数を年度末1号被保険者数で除したものを平滑化	国民年金第1号被保険者の付加年金納付者数を推計

○ 地共済

基礎率の種類	ア. 元となる統計 及び イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ	ウ. 設定方法 及び オ. 年度等により用いる率を変えている場合、 その方法	エ. 推計における使用方法
加入年齢分布率	ア. 新規加入者（内容、抽出方法などは、（2）①と同じ）	ウ. 男女別に新規加入者の加入時年齢別の分布率を求め、それを補整した	各年度の新規加入者数に、この率を乗じることで、各年齢の新規加入者数を算出する。
総脱退率	ア. 現在者（内容、抽出方法などは（2）①と同じ） イ. 脱退者（内容、抽出方法などは、（2）①と同じ）	ウ. 男女別に年齢別の脱退率（粗率）を求め、それを補整した（最小二乗法、グレイブ4次5項補整）	各年度の組合員数に、この率を乗じる事で、各年度の各年齢の脱退者数を算出する。
公務等在職死力	ア. 現在者（内容、抽出方法などは（2）①と同じ） イ. 公務等遺族共済年金新規発生者数（平成17、18、19年度の実績）	ウ. 平成17年度から19年度までの3年間における地方公務員共済組合の公務等遺族共済年金の新規発生者の実績等を基礎として求めた（年齢にかかわらず一定率）	各年度の組合員数に、この率を乗じる事で、公務等による死亡者数を算出する。
公務外在職死力	ア. 現在者（内容、抽出方法などは（2）①と同じ） イ. 公務等在職死力	ウ. 死亡脱退者数より、男女別に年齢別の死亡率（粗率）を求め、それを補整した（最小二乗法）。その後、公務等在職死力を控除して公務外在職死力を算出した。	各年度の組合員数に、この率を乗じる事で、公務外による死亡者数を算出する。
公務等障害発生力	ア. 現在者（内容、抽出方法などは（2）①と同じ） イ. 前回の公務等障害発生力結果	ウ. 平成17年度から19年度までの3年間における地方公務員共済組合の公務等障害共済年金の新規発生者の実績等を基礎として求めた（年齢にかかわらず一定率）	各年度の組合員数に、この率を乗じる事で、公務等障害共済年金の新規発生者数を算出する。
公務外障害発生力	ア. 現在者（内容、抽出方法などは（2）①と同じ） イ. 公務等障害発生力	ウ. 障害脱退者数より、男女別に年齢別の障害発生率（粗率）を求め、それを補整した（最小二乗法）。その後、公務等障害発生力を控除して公務外障害発生力を算出した。	各年度の組合員数に、この率を乗じる事で、公務外障害共済年金の新規発生者数を算出する。
給料指数	ア. 現在者（内容、抽出方法などは、（2）①と同じ。但し使用年度は平成19年度のみ）	ウ. 男女別に、年齢別の平均給付を求め、それを補整し、指数化（15歳の者の給付を1）した。（最小二乗法）	各年度、各年齢別の組合員の給付に、この率を各年齢に乘じる事で、それぞれの給付の額を推計する。
期末手当等の割合	ア. 地方公務員共済組合の組合員の期末手当等の額および給付の額（平成17、18、19年度の実績）	ウ. 男女別に、年齢別の割合を求め、それを補整した。但し、低年齢層の下限については、H20年度ボーナス支給日数4.5月/12月/1.25=0.30000	各年度、各年齢別の組合員の給付の額にこの率を各年齢に乘じ上記の給付額と合算する事で総報酬額を推計する。
退職年金失権率	ア. 年金受給者（内容、抽出方法などは、（2）①と同じ） イ. 退職年金（減額退職年金及び通算退職年金を含む）失権者（平成17、18、19年度の実績） オ. 第20回生命表 日本の将来推計人口（平成18年12月推計）	ウ. 男女別に、年齢別の失権率（粗率）を求め、それを補整した。（最小二乗法）。なお、データ数の少ない年齢層については、第20回生命表の死亡率を基礎として補整を行った。 オ. 上記設定により作成した失権率と、第20回生命表の死亡率の比率を、男女別、各年齢ごとに算出し、この比率を日本の将来推計人口の死亡率の改算に伴い、2055年度まで失権率の改算を行った。（2055年度以降は一定）	退職年金受給権者に、この率を乗じ、将来の失権者数を算出する。
障害年金失権率	ア. 年金受給者（内容、抽出方法などは、（2）①と同じ） イ. 障害年金失権者（平成17、18、19年度の実績） オ. 第20回生命表	ウ. 男女別に、年齢別の失権率（粗率）を求め、それを補整した。（最小二乗法）。なお、データ数の少ない年齢層については、第20回生命表の死亡率を基礎として補整を行った。 オ. 上記設定により作成した失権率と、第20回生命表の死亡率の比率を、男女別、各年齢ごとに算出し、この比率を日本の将来推計人口の死亡率の改算に伴い、2055年度まで失権率の改算を行った。（2055年度以降は一定）	障害年金受給権者に、この率を乗じ、将来の失権者数を算出する。
妻と子の年齢差	ア. 年金受給者（内容、抽出方法などは、（2）①と同じ） イ. 遺族共済年金受給者（平成17、18、19年度の実績）	ウ. 年齢別に妻と子の年齢差を求め、それを補整した（粗率）を四捨五入して整数値に補整した。	退職共済年金等の受給権者等が死亡して、遺族共済年金等の受給権者に転給する際の当該遺族の年齢を計算する。
子供の人数（遺族以外）	ア. 脱退者（内容、抽出方法などは（2）①と同じ）	ウ. 男女別に年齢別の子供の人数を求め、それを補整した（最小二乗法）。	遺族共済年金の受給権者にかかる遺族基礎年金を計算する。
子供の人数（遺共）	ア. 年金受給者（内容、抽出方法などは、（2）①と同じ） イ. 遺族共済年金受給者（平成17、18、19年度の実績）	ウ. 男女別に年齢別の子供の人数を求め、それを補整した（最小二乗法）。	遺族共済年金の受給権者にかかる遺族基礎年金のうち、子の加給にかかる分を計算する。
所得停止者の割合	ア. 年金受給者（内容、抽出方法などは、（2）①と同じ） イ. 退職共済年金受給者・退職年金受給者・障害共済年金受給者・障害年金受給者（平成17、18、19年度の実績）	ウ. 年齢別に所得停止者の割合を求め、それを補正した（最小二乗法）。	他制度へ加入した年金受給者にかかる年金の停止割合を求める。
所得停止前後の平均年金額割合	ア. 年金受給者（内容、抽出方法などは、（2）①と同じ） イ. 退職共済年金受給者・退職年金受給者・障害共済年金受給者・障害年金受給者（平成17、18、19年度の実績）	ウ. 年齢別に所得停止前後の平均年金額割合を求め、それを補正した（最小二乗法）。	他制度へ加入した年金受給者にかかる年金の停止額を求め、支給額から控除する。
遺族年金失権率	ア. 年金受給者（内容、抽出方法などは、（2）①と同じ） イ. 遺族年金失権者（平成17、18、19年度の実績） オ. 第20回生命表 日本の将来推計人口（平成18年12月推計）	ウ. 男女別に、年齢別の失権率（粗率）を求め、それを補整した。（最小二乗法）。なお、データ数の少ない年齢層については、第20回生命表の死亡率を基礎として補整を行った。 オ. 上記設定により作成した失権率と、第20回生命表の死亡率の比率を、男女別、各年齢ごとに算出し、この比率を日本の将来推計人口の死亡率の改算に伴い、2055年度まで失権率の改算を行った。（2055年度以降は一定） あわせて、受給権発生時に30歳未満である専業主婦にかかる給付が5年間の有期となったことについて考慮した。	遺族年金受給権者に、この率を乗じ、将来の失権者数を算出する。
有遺族率	ア. 年金受給者（内容、抽出方法などは、（2）①と同じ） イ. 遺族共済年金失権者および障害共済年金失権者（平成17、18、19年度の実績）	ウ. 男女別に年齢別の有遺族率を求め、それを補整した（最小二乗法）。	退職共済年金受給者及び障害年金受給者の失権者に、この率を乗じ、遺族共済年金への転給者数を算出する。
有配偶者率	ア. 年金受給者（内容、抽出方法などは、（2）①と同じ） イ. 遺族共済年金受給者および障害共済年金受給者（平成17、18、19年度の実績）	ウ. 男女別に年齢別の有配偶者率を求め、それを補整した（最小二乗法）。	退職共済年金及び障害共済年金にかかる加給年金を計算する。
子有り妻の割合	ア. 年金受給者（内容、抽出方法などは、（2）①と同じ） イ. 遺族共済年金受給者（平成17、18、19年度の実績）	ウ. 年齢別に子有り妻の割合を求め、それを補整した（最小二乗法）。	中高年齢層加算及び経過的中高年齢層加算が加算されない者の割合を求め、当該加算の額を計算する。
配偶者との年齢差	ア. 年金受給者（内容、抽出方法などは、（2）①と同じ） イ. 遺族共済年金失権者および障害共済年金失権者（平成17、18、19年度の実績）	ウ. 男女別に年齢別の年齢差を求め、それを補整した。（粗率）を四捨五入して整数値に補整した。	退職共済年金受給者及び障害年金受給者が失権し、遺族共済年金に転給した際に、失権者の年齢にこの年齢差を考慮する事により、遺族共済年金受給者の年齢を算出する。

○ 私学共済

基礎率の種類	ア. 元となる統計 及び イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ	ウ. 設定方法 及び オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法	エ. 推計における使用方法
初任年齢分布	ア. 性別、初任年齢グループ別 平成19年度末 全数統計		新規加入者数に分布率を乗じることにより初任年齢グループ別に振り分け初任年齢に加入年数を加えたものを年齢としている。
有3号率	ア. 性別、初任年齢グループ別、加入年数別 平成19年度末 全数統計		加入者数に対して有3号率を乗じて第3号被保険者数を算出
総脱退力	ア. 性別、初任年齢グループ別、加入年数別 平成17～19年度 全数統計	ウ. 粗整値は加入当初に顕著な特徴をもちその曲線もスムーズであることから、原則的に粗整値を使用。粗整値が使用可能な加入年数以降については、二次関数により補正したものを加味して作成 初任年齢に幅があることから、各初任年齢グループにおける70歳到達年数を考慮している。	前年度末の加入者数から当年度の総脱退者数を算出
死亡力	ア. 第20回生命表の死亡率平成16～19年度末 加入者数平成17～19年度 死亡脱退者数	ウ. 死亡脱退者数について、年央の加入者数に第20回生命表の死亡率を乗じた予定数と実績値とを年齢トータルで過去3年間比較した結果、男3.8%、女4.4%の補整とした。	前年度末の加入者数から当年度の死亡脱退者数を算出
障害共済年金発生力	ア. 厚生年金が作成した共済計障害共済年金発生力 平成16～19年度末 加入者数 平成17～19年度 障害共済年金発生者数	ウ. 障害共済年金発生者数について年央の加入者数に厚生年金が作成した共済計の障害共済年金発生力と乗じた予定数と実績値とを過去3年間の予定と実績とを比較した結果、男0.95、女2.48倍に補整	前年度末の加入者数から障害共済年金発生者数を算出
障害一時金発生力		ウ. 平成18～20年度に発生が1件のみだったために設定	前年度末の加入者数から障害一時金発生者数を算出→0
給与指数	ア. 性別、初任年齢グループ別、加入年数別 平成17～19年度末 全数統計	ウ. 年度による一定の傾向がみられないので、直近3年間(平成17～19年度)の年度末実績から、標準給与月額を平均を指数化したものにより粗整値を作成。基準となる初任年齢グループ19歳で加入年数0年の者の標準給与月額を1として指数化、粗整値を可能な範囲で尊重するとともに、対数関数により補整したものを加味して作成	前年度末の一人当たり給与から当年度末の一人当たり給与を算出
25年みなし選択率	ア. 初任年齢グループ別、加入年数別 平成19年度末 全数統計	ウ. 基礎となる実績例数が少ないことから男女共通とした	各年度の死亡脱退者数に乘じることにより、遺族共済年金発生者のうち25年みなしの選択者数を算出
年収の対月収比率	ア. 性別、初任年齢グループ別、加入年数別 平成20年度末 全数統計		年度末の給与に、年収の対月収比率とその調整率を乗じ、年度末の総報酬を算出
年収の対月収比率調整率	イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ 年収の対月収比率		年度末の給与に、年収の対月収比率とその調整率を乗じ、年度末の総報酬を算出
退職共済年金者消滅率	ア. 第20回生命表 平成17～19年度 退職共済年金消滅者数 平成16～19年度末 退職共済年金者	ウ. 退職共済年金消滅者数について、年央の年金者数に第20回生命表の死亡率を乗じた予定数と実績値とを過去3年間比較した結果、年齢に応じて男60～90%、女70～85%に設定 オ. 年次別に改善を見込んでいる。具体的に、平成19年度末基準で作成した消滅率に、平成19年の将来生命表の死亡率に対する将来の各年における生命表の死亡率の割合を乗じることにより改善を見込んでいる。(将来生命表は「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)のものを使用)	退職共済年金者数、待期者数に乘じ消滅者数を算出
障害共済年金消滅率	ア. 厚生年金が作成した共済計の障害共済年金消滅率 平成17～19年度 障害共済年金消滅者数 平成16～19年度末 障害共済年金者	ウ. 障害共済年金消滅者数について年央の年金者数に厚生年金が作成した共済計の障害共済年金消滅率を乗じた予定数と実績値とを年齢トータルで過去3年間比較した結果、男女ともそのまま使用 オ. 年次別に改善を見込む。具体的方法については退職共済年金者消滅率と同様	障害共済年金者数に乘じ消滅者数を算出
遺族共済年金消滅率	ア. 第20回生命表 平成17～19年度 遺族共済年金消滅者数 平成16～19年度末 遺族共済年金者	ウ. 遺族共済年金消滅者数について、年央の年金者数に第20回生命表の死亡率を乗じた予定数と実績値とを過去3年間比較した結果、年齢に応じて男65～100%、女60～100%に設定。なお、子の性別は考慮しておらず、消滅率を男女共通の率としている。 オ. 年次別に改善を見込む。具体的方法については退職共済年金者消滅率と同様	遺族共済年金者数に乘じ消滅者数を算出
有遺族率	ア. 平成十八年 人口動態統計 平成19年度遺族数、死亡者数	ウ. 有遺族率について人口動態統計から求めた5歳列別の有遺族率を補完して年齢別に作成、妻死亡の有遺族率についてはさらに人口動態統計上の有配偶率と実績における年齢トータルの有遺族率を比較し、補整している。	死亡した加入者、年金者及び待期者に乘じて遺族共済年金発生者を算出。
配偶者加給の対象者率	ア. 有遺族率	ウ. (配偶者加給を失権する年齢まで)夫死亡の有遺族率をそのまま使用	退職共済年金20年以上に対して乗じることにより対象者数を算出
寡婦加算の対象者率	ア. 有遺族率	ウ. 夫死亡の有遺族率に子なし妻のいる割合を考慮して作成	女の遺族共済年金発生者に対して乗じることにより対象者数を算出
有子率	ア. 性別、年齢別 平成19年度末 全数統計	配偶者が無く、子を有する加入者を抽出し性別、年齢別に作成。子の性別は考慮していない。	加入者、年金者及び待期者の死亡者数に乘じて子である遺族共済年金発生者数を算出
夫婦年齢差	ア. 年齢別 平成17～19年度末 第20回生命表の死亡率		加入者、年金者及び待期者の死亡時年齢に加減(夫死亡の場合は減算、妻死亡の場合は加算)して遺族共済年金発生者の年齢を算出
親子年齢差	ア. 年齢別 平成19年度末 全数統計	ウ. 年齢別に作成。子の性別は考慮していない。	
1級障害共済年金発生者構成割合	ア. 平成19年度末 全数統計	ウ. 性別、年齢と無関係に一定率	障害共済年金発生者数に乘じて、1級障害共済年金発生者数を算出 ○前回からの変更点 今回から性別に作成

Ⅲ これまでの閣議決定

公的年金制度の改革について

〔 昭和59年2月24日 〕
閣 議 決 定

高齢化社会の到来等社会経済情勢の変化に対応し、公的年金制度全体の長期的安定と整合性ある発展を図るため、公的年金制度の一元化を展望しつつ、次のような改革を推進するものとする。

1. 昭和59年において、国民年金、厚生年金保険及び船員保険制度について、次の措置を講ずる。
 - (1) 国民年金の適用を厚生年金保険の被保険者及びその配偶者に拡大し、共通の基礎年金を支給する制度とするとともに、厚生年金保険は、基礎年金の上乗せとして報酬比例の年金給付を行う制度とする。

なお、船員保険の職務外年金部門は厚生年金保険に統合する。
 - (2) これらの年金制度における給付と負担の長期的な均衡を確保するため、将来の給付水準の適正化を図る等の措置を計画的に講ずるとともに、婦人の年金権の確立及び障害年金の充実等の改革を進める。
2. 昭和60年においては、共済年金について、上記の基礎年金の導入を図る等の改革の趣旨に沿った制度改革を行う。
3. 上記1及び2の改革は、昭和61年度から実施する。
4. 昭和61年度以降においては、以上の措置を踏まえ、給付と負担の両面において制度間調整を進める。これらの進展に対応して年金現業業務の一元化等の整備を推進するものとし、昭和70年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させる。

公的年金制度の再編成の推進について

〔平成8年3月8日〕
閣議決定

公的年金制度の長期的安定と整合性ある発展を図るため、これまで逐次、全国民共通の基礎年金制度の導入、被用者年金制度の給付の公平化等の改革を進めてきたところであるが、今後、更に就業構造の変化、制度の成熟化の進展等に対応し制度の安定化と公平化を図るため、次のような再編成を推進するものとする。

1. 被用者年金制度の再編成については、財政単位の拡大及び共通部分についての費用負担の平準化を図ることを基本として、これを行うものとする。
2. 被用者年金制度の再編成を進めるに当たっては、各制度の目的、機能、過去の運営努力等についても配慮し、各制度が今後21世紀にかけて成熟化する段階において以下のような漸進的な対応を進めつつ、その統一的な枠組みの形成を目指すものとする。
 - (1) 再編成の第一段階として、既に民営化・株式会社化しており、かつ、成熟化が最も進行している日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合及び日本電信電話共済組合を、平成9年度に厚生年金保険に統合する。その際、統合前の期間に係る給付費については、費用負担の平準化を図りつつ、被用者年金制度全体で支え合う措置を講ずる。
 - (2) 国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合については、それぞれの成熟化の状況等に応じ、財政再計算時ごとに将来の財政見通し等について分析を行い、公務員制度としての在り方をも踏まえつつ、まず両制度において財政安定化のための措置を検討する。
 - (3) 農林漁業団体職員共済組合については、構成団体の組織整備の進展が制度基盤に与える影響を、また私立学校教職員共済組合については、その成熟化の進展等を踏まえつつ、財政再計算時ごとに将来の財政見通し等について分析を行い、被用者年金制度全体の中におけるそれぞれの制度の位置付けについて検討を行う。
3. 被用者年金制度の再編成を進めるに当たっては、制度運営に関する適切な情報の公開を行うとともに、社会保障制度審議会年金数理部会に要請し、制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時ごとに検証を行うものとする。
4. 年金現業業務については、制度運営の適正化・効率化及び加入者・受給者サービスの向を図るため、基礎年金番号の導入等その統一的な処理を推進する。

公的年金制度の一元化の推進について

〔平成13年3月16日〕
閣議決定

就業構造の変化、制度の成熟化の進展等に対応し公的年金制度の安定化と公平化を図るため、公的年金制度の一元化を推進してきたところであるが、今後、次に掲げるところによりその更なる推進を図るものとする。

1 公的年金制度の一元化については、財政単位の拡大及び共通部分についての費用負担の平準化を図ることを基本として、統一的な枠組みの形成を推進することとし、当面、以下のような対応を進める。

- (1) 農林漁業団体職員共済組合については、平成14年度に厚生年金保険に統合する。
- (2) 国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合については、ともに公務員という職域に適用される年金制度であることから、両制度の財政単位の一元化を図る。このため、速やかに具体的な枠組みについて検討を進め、次期財政再計算はこの財政単位の一元化を前提として実施する。
- (3) 私立学校教職員共済については、公的年金制度に係る共通部分についての費用負担の平準化を図る見地から、次期財政再計算時からの保険料引上げの前倒しを行うべく検討を行う、また、被用者年金制度における私立学校教職員共済の位置付けについて、上記の国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合における検討と並行して、次期財政再計算時までには具体的な検討を行い、その結果を踏まえて必要な措置を講ずる。

2 さらに、被用者年金制度の統一的な枠組みの形成を図るために、厚生年金保険等との財政単位の一元化も含め、更なる財政単位の拡大と費用負担の平準化を図るための方策について、被用者年金制度が成熟化していく21世紀初頭の間結論が得られるよう検討を急ぐ。

3 社会保障審議会に年金数理に関する専門的な知識、経験を有する者等から構成される部会を設け、当該部会において被用者年金制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時における検証のほか、毎年度の報告を求めることを要請するものとする。

あわせて、同部会において、被用者年金制度の一元化の具体的な措置が講じられる際の具体的な費用負担の在り方等について、年金数理的な観点からの所要の検討、検証がなされるよう要請するものとする。

用語解説

○1階部分

公的年金の年金給付のうち基礎年金に相当する部分。年金額は、「加入期間×一定額」で算定される。定額部分ともいう。原則として、65歳以上の者に給付される。本報告書では、各制度が毎年拠出する基礎年金拠出金を、各制度の1階部分として、検証している。なお、被用者年金では65歳未満の者にも定額部分が支給されるが、ここでは2階部分の一部として扱っている。

○永久均衡方式

年金財政の将来見通し作成の基準として、将来にわたるすべての期間で収支の均衡が図られるように財政計画を作る方法。

○恩給制度等の制度主体

恩給等は、公務員が相当年限忠実に勤務して退職又は死亡した場合などに、生活の支えとなるものとして、国等が使用者として給付するものである。その実施者と費用負担者は事業主たる国、地方公共団体等とされてきた。なお、恩給等が適用された公務員は俸給の一部を国庫等に納付していた。また、現在も恩給期間だけを有する者への給付は恩給制度から支出されている。

○学種

学校の種別。私学共済では、大学、短大、高専、高校、中学、小学、幼稚園、盲・ろう・養護、各種、専修に分けている。

○確率的将来見通し

将来推計に使用する前提が確率的に変動するものとして、シミュレーションを多数回行い、将来推計の姿を一つのパターンではなく確率分布の形で把握するもの。将来の姿の実現度合がわかるため、将来の対策の検討に活用できる。

○学齢対象人口

各々の学校の種別の対象となる児童・生徒の年齢の人口。

私学共済の平成21年財政再計算において、将来の被保険者数を推計する際に使用された。学校の種別により、就学する年齢が異なるため、雇用される教職員の数も変わってくる。

○過去期間分・将来期間分別給付費

年金給付費を、その算定の基となる加入期間で分けたもの。過去期間分は、加入期間のうち基準時点（平成21年度末）以前の期間に係る給付費であり、将来期間分は基準時点以降の期

間に係る給付費である。

○加入年齢分布率

財政再計算の将来推計の際、新規加入者を年齢別に振り分けるために使用する率。

○感応度分析

財政再計算で使用した前提の変動が、財政再計算結果にどのように影響を及ぼすかを分析する方法。動かした前提の計算結果に対する影響度合いが分かるため、その前提の変動による結果の変動がある程度予測できる。

○基礎数

財政再計算で使用される初期データ。将来見通しのシミュレーションの最初となる値。一般には財政再計算時点で得られている最新の被保険者、受給者の統計や決算結果等が使用される。この最新のデータ年度と財政再計算の基準時点とが異なる場合には、財政再計算の基準時点まで、別途計算した結果が使用される。

○基礎年金拠出金

基礎年金給付費及び基礎年金相当給付費を公的年金各制度で分担して負担する分として、国民年金の基礎年金勘定に納付又は繰り入れる金額のこと。公的年金各制度は、基礎年金給付費と基礎年金相当給付費の合計額から所定の特別国庫負担の額を控除した額を、制度加入者の規模（基礎年金拠出金算定対象者数）に応じて分担して拠出する。

○基礎年金拠出金算定対象者

国民年金にあっては保険料納付済期間又は保険料免除期間（全額免除を除く。）を有する第1号被保険者（任意加入も含む。）、被用者年金にあっては第2号被保険者で20歳以上60歳未満の者及び第3号被保険者

○基礎年金拠出金に相当する保険料率

各制度の毎年度の基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分を除く。）の当該年度の標準報酬総額に対する比率。保険料で負担している基礎年金拠出金の規模を保険料率ベースで比較できるようにしたもの。

○基礎年金交付金

昭和60年改正前の国民年金及び被用者年金（旧法年金）の給付費のうち基礎年金に相当する給付の支給に要する費用（基礎年金相当給付費）に充てる分として、国民年金の基礎年金勘定から国民年金（国民年金勘定）及び被用者年金各制度に繰り入れられる又は交付される金額。

○基礎年金交付金を控除

厚生年金と国民年金の将来見通しでは、収入、支出（及び給付額）から基礎年金交付金を除いて計算されていること。

○基礎率

財政再計算における将来推計のシミュレーションで、被保険者数や受給者数等が今後どのように変化していくのかなどを推計するのに用いられるパラメータ。

○旧国民年金

昭和 61 年の基礎年金導入前の国民年金法に基づき裁定された年金。新規裁定がほとんどないため、減少傾向にある。

○旧年金数理部会

平成 12 年度まで旧総理府社会保障制度審議会に設置されていた年金数理部会。

○給付水準

年金給付の水準。現役世代の手取り賃金に対する年金の比率（所得代替率）で測られる。平成 16 年改正で、厚生年金の給付水準は、年金受給開始時点での所得代替率が 50%を上回るものとされた。ただし、単身者や標準報酬が平均と異なる場合の所得代替率は異なってくる。また、65 歳以降は物価スライドとなるため、年齢とともにこの比率はおおむね低下する。

「標準的な年金」、「所得代替率」参照。

○給付水準の下限

老後生活の基本的部分を支えるという公的年金の機能を果たすために設けられた水準。厚生年金では、標準的な年金の受給開始時（65 歳）における所得代替率でみて 50%が下限とされ、これを確保するものとされている。

○旧法の共済年金

昭和 61 年の基礎年金導入前の制度で裁定された共済年金。算定方法が、最終の俸給（手当を含まないもの）若しくは退職前の一定期間の平均の俸給の一定割合とされており、厚生年金や現在の共済年金と異なっている。そのため、厚生年金と直接比較することは困難であり、比較する際には一定の前提を置いた推計が必要となる。

○経済前提、経済的要素

財政再計算で使用される基礎率の一種。物価上昇率、賃金上昇率及び運用利回りが使用される。公的年金の財政では、それぞれの間の差が意味をもつため、これら三者の間の整合性を勘案して設定される。

○現価

将来の価額をある時点（基準時点）の価値に換算したもの、又はその累計。年金は長期間にわたるものであり、その間の運用などの経済活動により、時点が違くと保険料や年金額等の価値が違ってくる。これら異なる時点における金額をそのまま同等に扱うことは適切ではないため、ある時点の価値に換算したものを使用する。換算には、運用利回りや賃金上昇率が割引率として用いられる。また、将来の各年度の推計値の現価のほか、これらを基準時点まで積み上げた額も現価という。

○高在老方式

65歳以上の老齢・退職年金の在職支給停止の方式。老齢厚生年金、退職共済年金の年金額を12で除した額（基本月額）と総報酬月額相当額に応じて、次のようになっている。低在老を参照。

- ・基本月額＋総報酬月額相当額 ≤ 48万円の場合 全額支給（支給停止はなし）
- ・基本月額＋総報酬月額相当額 > 48万円の場合

$$\text{支給停止額} = (\text{基本月額} + \text{総報酬月額相当額} - 48 \text{万円}) \div 2 \times 12$$

○公的年金制度の一元化

就業構造の変化、年金制度の成熟化の進展等に対応し公的年金制度の安定化と公平化を図るため推進されてきている。これまで、基礎年金制度の創設、船員保険、旧三公社の年金制度、農林年金が厚生年金と統合したことなどがある。また、この一元化への対応として、平成16年財政再計算では、国共済と地共済では財政単位の一元化が、私学共済では保険料率引上げの前倒しが行われた。

○公的年金の被保険者

公的年金制度が適用されている者。被用者年金の被保険者と国民年金の第1号被保険者と第3号被保険者に分かれる。国民年金の第1号被保険者は原則20～59歳であるが受給資格期間が足りない場合は、その後64歳まで国民年金に任意加入できる。第3号被保険者は、第2号被保険者の被扶養配偶者で20～59歳の者である。

被用者年金の被保険者のうち、65歳以上の老齢年金の受給権者を除く者が国民年金の第2号被保険者であり、国民年金の第1号、第2号及び第3号被保険者数の和は、公的年金の被保険者総数よりも少ない。

○公務上の給付

共済年金で、公務、職務若しくは通勤による傷病が支給事由となる障害年金や遺族年金の給付。年金額は、職域部分について通常の算定式より高い乗率を用いて算定される。

○国共済＋地共済

平成16年の制度改正で国共済と地共済の財政単位の一元化が図られ、財政再計算では、両制度合算した財政見通しが示されている。この合算した場合の表記として、「国共済＋地共済」

を用いた。

○国庫・公経済負担、国庫・公経済負担割合の引上げ

基礎年金拠出金に係る国庫・公経済負担は、平成 16 年改正で 3 分の 1 から 2 分の 1 に引き上げられた。ただし、平成 20 年度までは経過措置がある。なお、国庫・公経済負担とは、国庫の他、地方公共団体、郵政公社や独立行政法人による負担である。

○雇用保険による支給停止

60 歳以上の年金受給権者で雇用保険を受給している者については、その間老齢年金が一部停止される。対象となる失業給付は、求職者給付の基本部分及び、高齢者雇用継続給付である。

○再加入率

被保険者数の見通しを作成する際、新たに加入者となる者のうち、過去に当該制度の被保険者であった者の割合。厚生年金で使用。

○財源と給付の内訳

年金制度の収入と支出について、将来見通しの期間の現価を対比させたもの。年金の財政見通しから、保険料、国庫・公経済負担及び給付費等を基準時点での額に運用利回りにより換算して、表示することで、収支のバランスを集約した形でみることができる。なお、過去期間と将来期間に分割されているが、公的年金の財政方式は積立方式ではないことに留意する必要がある。

○最終保険料率

平成 21 年の財政検証・財政再計算では段階的に保険料率を引き上げていくこととしているが、その引上げが終わった後の保険料率。引上げ終了後、収支見通しの最終年度(2105 年度)までの期間が長いため、最終保険料率の水準が年金収支や 2105 年度の積立度合に大きな影響を与える。

○財政均衡期間

財政計画を立てる際に、年金制度の財政の均衡が図られるようにする期間。以前は永久期間としていたが、平成 16 年の財政再計算からは、有限均衡方式の導入に伴って、基準時点以降おおむね 100 年間（平成 21 年財政検証・財政再計算では 2010 年～2105 年）とされた。

○財政計画

財政再計算で、収支が均衡するように、保険料率の引上げ方や給付水準の調整の仕方を決めること。

○財政検証

平成 13 年 3 月 16 日付けの閣議決定により、社会保障審議会年金数理部会で行うことになった、被用者年金制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時に行う検証。

○財政再計算

年金財政とその計算に使用する基礎数、基礎率を見直し、財政計画の見直しを行うこと。また、その結果として、実際の保険料（率）を改定すること。なお、平成 16 年では全制度とも財政再計算を行ったが、平成 16 年の制度改正で保険料水準固定方式となった厚生年金、国民年金は、以後は財政再計算を行わず、財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通しを作成すること（財政検証）となった。

○財政再計算の前提

財政再計算に用いられる基礎率や将来の被保険者数の見通し。前提は、財政再計算の対象期間について予測されて設定される。時間とともに変化するように設定されるものと固定値とされるものがある。前提によっては、財政再計算結果に大きく影響するものもあり、その設定には細心の注意を必要とする。

○財政指標

年金財政を検証する際などに使用される指標。年金扶養比率、総合費用率、独自給付費用率、収支比率、保険料比率、積立比率がある。

○財政単位の一元化

保険料率の設定集団を一つとすること。使用する基礎率から合わせて財政再計算する場合から、各々の費用等の将来見通しを計算してから合算して保険料率を設定する方法まで様々である。国共済と地共済の財政単位の一元化は後者の方である。

○財政調整のルール

平成 16 年の財政再計算で国共済と地共済の財政単位の一元化が図られたが、実際の財政運営は別々に行われる。そのため、両制度間の財政に差が生じ、財政運営が困難になることを避けるため、両制度間で財政調整を行うこととされている。この財政調整のルールとしては、費用負担の平準化のための財政調整（財政調整 A）と年金給付に支障を来さないための財政調整（財政調整 B）がある。

○財政的なリスク（規模が小さいことに起因する）

共済年金のように、年金制度の被保険者数が少ない場合、ある事業所や組織の統廃合、分離、民営化等により、被保険者数が大きく動く（減少する）場合がある。これは、財政再計算の見通しとおりに推移しなくなるおそれがあることを意味している。この変動の可能性（リスク）のことを、（規模が小さいことに起因する）財政的なリスクという。

○財政の現況及び見通しの作成（財政検証）

平成 16 年の制度改正で、厚生年金、国民年金については、今後は財政再計算は行わず、少なくとも 5 年ごとに、「財政の現況及び財政均衡期間における見通しの作成」を行うこととなった。ここで、財政均衡期間とはおおむね 100 年間とされ、また、この現況及び見通しが作成された場合は、速やかに公表するものとされている。そして、この現況及び見通しの作成時の次の作成時までの間に給付水準が 50%を下回ることが見込まれる場合は、マクロ経済スライドの調整の終了等の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討することとされている。

○再評価前・後

年金給付の額の算定では、過去の標準報酬を再評価したものを使用している。その再評価を行う前の標準報酬が再評価前、再評価した後のものを再評価後という。

○GDP 比（年金数理部会による）

厚生年金・国民年金の平成 21 年財政検証では、コブダグラス型の生産関数を用いて 2039 年度までの GDP 等のマクロ経済を推計しているが、2040 年度以降について、賃金上昇率が名目 2.5%という経済前提に整合的になるように年金数理部会で推計を延長し、その GDP に対して公的年金給付費等の比率を算出している。

○支給開始年齢の引上げ

現在、被用者年金の老齢・退職年金では、本則上は 65 歳から年金が支給されることとなっているが、経過措置として、60 歳から特別支給の年金が支給されることとなっている。この 60 歳という年齢は、順次引き上げられている。現在、特別支給の老齢・退職年金の定額部分で支給開始年齢の引上げが行われている。厚生年金の女子については、2006 年度からはじまる。定額部分の引上げが終了した後、報酬比例部分も引き上げられることとなっている。

○失権率

年金の受給権がなくなることを失権といい、この失権の一年間の発生率を失権率という。年齢別に示すことが多い。老齢・退職年金では、失権事由は受給権者の死亡のみであり、死亡率と同じとなる。その他の年金では、死亡以外に、障害年金では障害の程度の回復があり、遺族年金では再婚や養子になったとき、さらに子、孫では 18 歳に到達したことなどがある。

○実質的な支出

年金制度が、その本来の姿で、すなわち保険料収入、運用収入及び国庫・公経済負担で賄うことになる支出のこと。

$$\begin{aligned} \text{実質的な支出} &= \text{給付費} + \text{基礎年金拠出金} + \text{年金保険者拠出金} + \text{その他の拠出金} \\ &\quad - \text{基礎年金交付金} - \text{国共済組合連合会等拠出金収入} - \text{追加費用} \\ &\quad - \text{その他の拠出金収入} \end{aligned}$$